

# 公益社団法人大阪社会福祉士会 育児休業等に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）職員等就業規程第14条第5項の規程に基づき、常勤の職員及び嘱託職員並びにアルバイト職員及びパート職員（以下「アルバイト職員等」という。）等、本会に勤務するすべての職員の育児休業、育児短期時間勤務、育児のための時間外労働及び深夜業の制限、子の看護休暇等に関する取扱いについて定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令によるほか必要に応じ、その都度本会がこれを定める。

## (育児休業の対象者)

第2条 育児休業を希望する職員（日雇いの職員を除く。）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて委嘱又は雇用する職員（以下「期間契約職員」という。）にあつては、次項に定めるものに限り育児休業をすることができる。

2 育児休業ができる期間契約職員は、申出時点において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本会勤務が1年以上であること

(2) 子が1歳に達する日を超えて委嘱関係又は雇用関係が継続することが見込まれること

(3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに委嘱契約又は雇用契約（以下「雇用等の契約」という。）の期間が終了し、更新されないことが明らかでないこと

3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 職員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児にあたる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

## (育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業を希望する者は、原則として育児休業開始予定日の1ヶ月前（第2条第4項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業開始予定日及び終了予

定日等を明らかにした書面を、事務局長に提出することにより申出るものとする。なお、育児休業中の期間契約職員が雇用等の契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用等の契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。申出がこれより遅れた場合は、本会は育児・介護休業法の定めるところにより休業開始予定日を指定できるものとする。

- 2 申出は、特別の事情がない限り、一子につき1回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。又第2条第1項に基づく休業をした者が、同条第4項に基づく休業の申出を使用とする場合又は前項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

#### (育児休業の期間等)

第4条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第4項に基づく休業の場合は1歳6ヶ月まで）を限度として職員が申出た期間とする。

- 2 職員は特別な事情がある場合、休業開始予定日の1週間前までに書面で事務局長に申出ることにより、休業終了予定日を繰り上げ変更できる。又、事由を問わず、当初の育児休業終了予定日の1ヶ月前（第2条第4項に基づく休業の場合は2週間前）までに書面で事務局長に申出ることにより、休業終了予定日を繰り下げ変更ができる。

#### (給与等の取扱い)

第5条 本会職員等給与規程（以下「職員等給与規程」という。）に定める給与、賞与は育児休業分は支給しない。本会アルバイト職員等の賃金も同様とする。

- 2 職員等給与規程第4条第1項に定める定期昇給は、育児休業の期間中は行わないものとするが、育児休業期間中に昇給日の到来した者については復職後に昇給させるものとする。
- 3 職員等給与規程第14条に定める退職金の算定にあたっては、育児休業をした期間は勤続年数に算入しない。

#### (復職後の勤務)

第6条 育児休業後の勤務は、原則として休業直前の部署及び職務とする。

- 2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1ヶ月前までに正式に決定し通知しなければならない。

#### (年次有給休暇)

第7条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定については、育児休業をした日は出勤したものとみなす。

#### (育児短時間勤務制度)

第8条 職員で3歳に満たない子と同居し、養育する職員は、申出ることにより、勤務時間を短縮することができる。この場合の短縮時間は、職員の個々の請求に基づき、1日の所定労働時間内において2時間を超えない範囲内で短縮する。

- 2 前項の規定にかかわらず、日雇いの職員は、本制度の適用を受けることができない。
- 3 適用のための手続等については、第3条の規定を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与又は賃金については、職員等給与規程若しくは別に定めるアルバイト職員等の賃金に関する取扱いに基づき、時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給及び手当又は賃金を支給する。
- 5 賞与は、その算定対象期間に1ヶ月以上、本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じて、1ヶ月ごとに職員の不利益にならない範囲で10%の減額を行うものとする。
- 6 定期昇給及び退職金の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(育児のための時間外勤務の制限)

- 第9条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。
- 2 前項の規定は、日雇い職員、本会勤務が1年未満の職員及び1週間の所定労働日数が2日以下の職員には、適用しない。
  - 3 時間外勤務の制限を請求しようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにした書面を原則として制限開始予定日の1ヶ月前までに事務局長に提出しなければならない。

(育児のための深夜勤務の制限)

- 第10条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に勤務をさせてはならない。
- 2 前項の規定は、日雇い職員、本会勤務が1年未満の職員、深夜においてその子を常態として保育できる16歳以上の同居の家族がいる職員及び1週間の所定労働日数が2日以下の職員には、適用しない。
  - 3 深夜勤務の制限を請求しようとする者は、1回につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにした書面を、原則として制限開始予定日の1ヶ月前までに事務局長に提出しなければならない。

(子の看護休暇)

- 第11条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇いの職員を除く。）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、あるいは予防接種や健康診断の付き添いのために、年次有給休暇とは別に、一人の場合は1年間につき5日間、二人以上の場合は1年間につき10日間を限度として子の看護のための休暇を取得することができる。この場合の1年間は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 取得使用とする者は、書面を事務局長に提出することにより請求するものとする。なお、緊急を要する場合においては、事後の請求でも差し支えないものとする。
  - 3 職員等給与規程に定める給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定にあたっては、取得期

間は通常の勤務をしたものとみなす。アルバイト職員等の賃金の算定についても同様とする。

- 4 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定については、看護休暇を取得した日は、出勤したものとみなす。

(育児のための所定外労働の免除)

第12条 3歳に満たない子を養育する職員（日雇いの職員を除く。）が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

- 2 申出をしようとするものは、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、免除を開始しようとする日及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1か月前までに、書面により事務局長に届けなければならない。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会育児休業等に関する規程（2012年7月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会育児休業等に関する規程（2008年4月1日制定）は、廃止する。

[育児休業・育児のための勤務時間短縮等の措置]申出書

公益社団法人大阪社会福祉士会  
事務局長                      様

(申出日) 平成      年      月      日  
(申出者)                                      印

私は、「育児休業等に関する規程」に基づき、下記のとおり申出をします。

記

|                          |                                                        |                                                                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 申出に係る状況               | (1) 氏 名                                                |                                                                                                                                            |
|                          | (2) 生年月日                                               |                                                                                                                                            |
|                          | (3) 本人との続柄                                             |                                                                                                                                            |
|                          | (4) 養子の場合の縁組成立年月日                                      |                                                                                                                                            |
| 2. 1 の子が生まれていない場合の出産者の状況 | (1) 氏 名                                                |                                                                                                                                            |
|                          | (2) 出産予定日                                              |                                                                                                                                            |
|                          | (3) 本人との続柄                                             |                                                                                                                                            |
| 3. [休業・措置]の期間            | 平成      年      月      日から<br>平成      年      月      日まで | <input type="checkbox"/> 時      分から<br>時      分まで<br><input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他 (                      ) |
| 4. 1 歳を超えての休業の申出の場合      | 休業が必要な理由                                               |                                                                                                                                            |